

バージョンアップのご案内

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて早速ながら下記の内容につきましてご連絡申し上げます。
なお、ご注文期間が短い為ご迷惑をおかけ致しますが、よろしくご協力の程、御願い申し上げます。ご不明な点、ご質問などがございましたら、弊社までお問い合わせください。

敬具

発行日： 2014年7月31日
株式会社 東 洋
京都市山科区柳辻草海道町9-5
TEL. 075-501-6616
FAX. 075-592-3030

相続・贈与税顧問 平成26年相続税対応版(Ver.H26.10)の予定

平成26年分の相続税の申告書に対応した「相続・贈与税顧問 Ver.H26.10」のリリース予定について以下のとおりご連絡します。

このプログラムは、平成26年1月1日以降の相続税の申告に使用していただけます。
なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム
2. 改正の内容について
3. システムの対応内容
4. 平成25年版での先行入力について

1. 発行プログラム

1-1. 発行プログラムとバージョンアップの対象

発行プログラム	発行バージョン	バージョンアップの対象
相続・贈与税顧問	Ver.H26.10	Ver.H25.10、H25.20、H25.2.e1

- ・CD-ROMには、次の過去版セットアッププログラムも収録されています。(プロダクトID不要)
相続・贈与税顧問 Ver.H21.22、Ver.H22.22、Ver.H23.21、Ver.H24.20、Ver.H25.20
- ・財産評価顧問 (Ver.H26.10) からのデータ連動 (相続税申告書) が可能です。
- ・平成25年版の案件データは、平成26年版の「旧バージョンデータ読込」で移行します。
- ・相続・贈与税顧問 Ver.H26.10 プログラムには、Ver.H25.20 と同じ平成25年分贈与税申告書作成機能がついています (メニューに「贈与税」を表示)。

1-2. リリース時期 (予定)

(1) 送品開始日 (予定)

2014年9月16日 (火) 予定

(2) マイページからのダウンロード公開 (予定)

2014年9月5日 (金) 9時予定

※保守契約にご加入で、改版納入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様は、「エプソン会計システム マイページ」よりダウンロードが可能です。

1-3. 相続・贈与税顧問 期限付きプロダクトID

Ver.H26.10用の2週間限定プロダクトIDをご連絡します。

期限付きプロダクトID: 175017-076541-620887-510328

1-4. 相続・贈与税顧問 平成26年贈与税対応版について

別途平成27年1月末に、平成26年贈与税申告書に対応した「相続・贈与税顧問 平成26年贈与税対応版」をリリースする予定です。

2. 改正の内容について

システムに係る改正の概要は次のとおりです。

2-1. 医療継続に係る相続税の納税猶予等の創設

相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人（仮称）であるときは、担保の提供を条件に、当該相続人が納付すべき相続税額のうち、当該認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、移行計画（仮称）の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額は免除されます。

※認定医療法人（仮称）とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律に規定される移行計画（仮称）について、認定制度の施行の日から3年以内に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいいます。

- ・移行期間内に持分のない医療法人に移行しなかった場合や認定の取り消し、持分の払戻等の事由が生じた場合には、相続税の申告期限からの期間に係る利子税を併せて納付します。
- ・移行計画（仮称）の認定制度の施行の日（平成26年10月1日施行予定）以後の相続等について適用されます。

2-2. 相続財産を寄附した場合の相続税の非課税制度の対象拡大（第14表）

相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を行う地方独立行政法人が加えられました。

2-3. 相続税の申告書 様式の変更

相続税の申告書 第1表、第1表（続）が変更される見込みです。
その他の帳票についても、文言の変更がある可能性があります。

3. システムの対応内容

3-1. 税務代理権限証書 新様式の対応（相続税、贈与税）

税務代理権限証書の新様式に対応します。

※「旧バージョンデータ読込」で移行した案件は、税目などを見直してください。

3-2. 相続税の申告書 帳票フォームの変更

変更された様式に対応します。

3-3. 財産評価顧問 Ver.26.10との連動に対応

財産評価顧問 Ver.H26.10からの財産データ連動に対応します。

3-4. 都道府県市町村一覧 市町村データの更新

各入力画面の住所欄の入力で、<一覧>から表示される都道府県市町村一覧を2014年7月時点の市町村名に更新します。

4. 平成25年版での先行入力について

「相続・贈与税顧問 Ver.H26.10」のリリース前に、平成26年の相続案件が発生した場合は、平成25年版でデータを先行入力することができます。

平成25年版で入力した案件データは、平成26年版の「旧バージョンデータ読込」で取り込んでから、入力データの見直しを行ってください。

以上、よろしくお願ひします。